

生物多様性とくしま戦略2024-2028（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和5年12月25日（月）から令和6年1月15日（月）まで、「生物多様性とくしま戦略2024-2028（素案）」について、パブリックコメントにより御意見を募集したところ、17名の方から62件の御意見をいただきました。寄せられたご意見に対する県の考え方は次のとおりです。

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	第1部第1章 国際的な動向について、p70から触れられているSDGsにも言及しておく方が良いと思います。あわせてESDの記載が唐突なので用語集で補足するなどしてください。	「SDGs」につきましては、第5部第1章「2. SDGsとの関係性」に記載しております。「ESD」につきましては、ご意見のとおり、資料編の用語集に掲載いたします。
2	第1部第1章 国際的な動向でTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の動きに触れ、生態系サービスの享受者である県内企業へ生態系保全ビジネスへの関心、資金調達の展望をもってもらい、優良企業からの支援を得られやすい土台をつくるのが良いと考えます。	ご意見をふまえ、第1部第1章「国際的な動向」に、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）について追記いたします。
3	p7-最終行：「5351の課題抽出」と、p33-8行目：「意見は5331件」は同じ事を示しているのであれば、数値を再確認ください。	2011年8月から10月の間に「生物多様性とくしま会議」との協働により、県内9か所・延べ10回開催した「生物多様性とくしま戦略タウンミーティング」について、集まった意見は5331件でしたが、1つの意見に複数の課題要素が含まれていることもあったため、課題としては5351件となりました。
4	p17-イラストの解像度が低くわかりにくい。	ご意見のとおり、P17「私たちの生活と生態系サービス」のイラスト図につきまして、見やすくなるように調整いたします。
5	第4部第1章 2（2）「事業者を核とした協働」では、類似の取組として「日垂ふるさと振興財団」による環境保護活動支援は10年目を数え、内容は自然環境に関する事が殆どとなっています。事業数、金額規模も大きいため取上げるべき。	ご意見をふまえ、第4部第1章 2（2）「事業者を核とした協働」に追記いたします。
6	第4部第1章 2（3）「行政が事務局を担う協議会」では、県内の市町村のなかには積極的に地域戦略を策定し取組んでいる事例があり評価に値するので記載し、基礎自治体の取組が進むようお願いいたします。	第4部第1章 2（3）「行政が事務局を担う協議会」は、行政と事業者やNPO等が協働して活動を行っている協議会を抽出して記載しております。県内市町村による「生物多様性地域戦略」の策定については、第5部第3章の「行動計画7」のとおり、支援に努めて参ります。
7	P37に「アルゼンチンアリは、2023年3月31日現在、県内の6地域において確認されており」とありますが、徳島県ホームページでは7地域で確認となっています。2023年4月以降の確認が含まれていないためと思われるのですが、最新情報への更新を検討ください。	ご意見のとおり、第4部第1章 2（3）「行政が事務局を担う協議会」の、県内のアルゼンチンアリの確認地域の記載について、2023年12月末現在に更新いたします。

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
8	<p>現戦略の行動計画52の「事業者等の生物多様性保全に係る取り組みを評価する制度の創設」を踏まえ、「とくしま生物多様性活動認証制度」が創設され、運用されています（とくしま生物多様性活動推進協議会の有志が設立した「とくしま生物多様性活動認証機構」による。）。</p> <p>認証要件として、生物多様性への依存度・影響を把握していることや方針・目標等に基づき取組を実施していることなどがあり、農業事業者を含む中小規模の事業者が比較的簡易に取り組めるものとなっているところであり、まずは、これを普及することが必要と思われる。</p>	<p>ご意見をふまえ、第4部第1章2(1)「住民団体を核とした協働」に追記いたします。</p>
9	<p>「とくしま生物多様性活動認証制度」は重要な取組としてとりあげて頂きたい。</p>	
10	<p>本県においては、脱炭素を含むESG(SDGs)投融資が進みつつあり、生物多様性保全の観点を含め、これを一層推進することが必要と思われる。</p>	<p>脱炭素化と生物多様性保全は相互に関連しているため、本県では「徳島県版ESG地域金融活用協議会」を基盤に金融機関と連携し、脱炭素経営に取り組む中小企業を地域ぐるみで支援するなど、中小企業の脱炭素化を促進しています。</p> <p>いただいたご意見については、関係部局や関係機関とも情報共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>GX推進計画(素案)には、気候変動に着目した「環境配慮型産業の推進」、「カーボンニュートラルに資するものづくり企業の新展開」が示されており、生物多様性保全に関してこれに対応するものが必要と思われる。</p>	<p>「環境配慮型産業の推進」の取組としては、第5部第3章「行動計画」において「エコツーリズムの推進」や「環境への負荷の少ない「持続性の高い農業」の推進」などを盛り込んでいるところです。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>吉野川をはじめとする徳島県内の河川の河口域が周辺の海域及び陸域とともに形成する多様性に満ちた自然環境が、生物多様性の基盤となっています。したがって、そこに生息する生物のみを対象とした保全のみではなく、彼らの生息環境である水辺、湿地、干潟、海洋そして周辺の陸域を一体的に保全することが必要であると考えます。</p> <p>河口汽水域の自然環境の健全度(ウェルビーイング)を知る生物としてのシオマネキの保全について生物多様性の保全は、生物のみではなく、彼らの生活環境の保全をも考慮にいれて行わなければならない。シオマネキは、河口環境の健全度を反映する指標生物の一つであり、徳島県としては、吉野川等のシオマネキの保全に取り組むことが、生物多様性を高めることのみならず、県民の生活環境の保全と改善へとつながるものと考えます。このようなことから、私たち最近の市民調査によれば、河口汽水域のシオマネキの生息地や生息数には減少傾向が認められている。このことは、汽水域環境の多様性ひいては県民の生活環境の劣化が進行しつつあることを強く示唆していると考えます。このような状況を踏まえて、徳島県がシオマネキの保護や生息地としての汽水域保全に本格的に取り組むことを強く要望したいと思えます。</p>	<p>第4部第3章「5. 汽水域・沿岸域の現状と課題」について、いただいたご意見を参考に表記を変更いたします。</p> <p>なお、希少野生生物の保護については、第5部第2章「戦略の方向性と目標」において、10の目標のうちの1つ「目標5：野生生物を守り、コアとなる生態系を保護・保全する」として盛り込み、「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」の推進など各種関連施策に取り組むこととしています。</p> <p>いただいたご意見は、関係部局や関係機関とも情報共有しながら、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
13	<p>・海洋関係について</p> <p>気温、降水量などの大気データ、台風の上陸数、水温、COD、透明度、栄養塩などの水質データ、耕作面積、森林面積、海岸面積、藻場面積、ペントス量などの長短期の変化に応じて生物の多様性に変化が生じていると思います。第4部の現状と課題において、徳島県が保有するこれら環境や生物量の長期変動データの代表的なグラフを記載し、その結果多様性にこのような変化や課題が生じているという書き方にしてはどうでしょうか。文章と併せると説得力が増すと思います。</p> <p>総じて自然を生業とし、多様性の変化を肌で感じている林業、農業、水産業の課題と対策の記載が少ないと感じました。例えば 水域分野では水温と透明度が上昇し、栄養塩が減少し、藻場が減少していることなどで生産量や生物相に変化が生じていること、海にもアイゴ、イスズミ、クロダイなどの水産版ジビエがあることなど現状と対策などを記載し、多くの県民に知っていただき協力をお願いすることは生物多様性戦略とSDGsの推進にプラスになると思います。</p> <p>瀬戸内海環境保全知事・市長会議の主導で徳島県も実施している海岸生物調査を生物多様性と連動させ、海岸ゴミ、マイクロプラスチックなどの調査と加えて海の生物多様性や環境の評価として有効な方法であると考えます。</p>	<p>生物多様性は、持続可能性の高い農林水産業を営む基盤となるものであり、今後とも環境と調和した農林水産業を実現することで、農山漁村が育む自然の営みを生かし、環境と経済がともに循環・向上するよう、対策を行うことが重要です。</p> <p>本県の農林水産業の課題と対策につきましては、第4部第3章「徳島県の生態系の現状と課題」及び第5部第3章「行動計画」等に記載しております。</p> <p>また、県では、環境保全活動をしている団体等の協力のもと、海岸に生息する生物の種類や量から水質を評価する海岸生物調査に取り組んでいます。いただいたご意見を参考に、海岸生物調査について、海の水質はもとより、生物多様性や環境を評価するツールとして有効活用できるよう検討して参ります。</p> <p>なお、海洋関係のデータ等の記載についていただきましたご意見は、関係部局や関係機関とも情報共有しながら、今後の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>P11 川・海・汽水域・海岸・沿岸域についての記載追加</p> <p>吉野川をはじめとする徳島県内の河川の河口域が周辺の海域及び陸域とともに形成する多様性に満ちた自然環境が、生物多様性の基盤となっている。したがって、そこに生息する生物のみを対象とした保全のみではなく、彼らの生息環境である水辺、湿地、干潟、海洋そして周辺の陸域を一体的に保全することが必要である。</p>	<p>P11～13の第1部第4章「徳島県の将来像」は、2011年に県内9か所・延べ10回開催した「生物多様性とくしま戦略タウンミーティング」等とおして、「川・海・汽水域地域」、「まち・里地域」、「里山・奥山地域」の自然と、県民との関わり方に関する将来像を示したものとなっております。</p>
15	<p>p11 アカウミガメについての記載追加</p> <p>徳島県の海岸におけるアカウミガメの調査データは1950年から続いており、世界的にも貴重な記録である。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>p15 1. 供給サービスについて</p> <p>ハモの記載だけでなく、ワカメ、河口のスジ青のり、シラスウナギ、紀伊水道の水産物についての記載をお願いします。</p>	<p>ご意見もふまえ、第2部第2章「1. 供給サービス」に追記いたします。</p> <p>なお、生物相（特定の地域に生息する生物の種類組成）については、第3部第1章「2. 徳島の生物相」に具体的に記載しています。</p>
17	<p>p25 10行目から記載追加</p> <p>さらに吉野川河口の汽水域は、多様な生態系が保持されており、豊かな生物相と素晴らしい景観、それを支えてきた環境を背景にして、河口の豊かな水辺は、人々に自然との触れ合いの場を提供しています。また、汽水域には、いろいろな干潟が点在しており、日本有数のシオマネキやハクセンシオマネキなど多様な干潟生物の貴重種の生息地となっています。シオマネキとハクセンシオマネキは環境省のレッドリスト（2006）において、「絶滅危惧II類（VU）」となっています。特にシオマネキは、右岸と左岸のヨシ原をともなうゾーンに生息しており、しかも、その個体群の生息数も安定しており、ハクセンシオマネキと同程度に生息地の空間的広がりをもっていることがわかっています。わが国においては、ハクセンシオマネキの方が地理的分布は比較的広く、それに比べてシオマネキの分布は限られており、シオマネキの生息地は貴重であるとされています。</p> <p>河口域の干潟は、シオマネキの群生地でもあり、シギ・チドリ類など渡り鳥の中継地となっています（「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」（シギ・チドリ類の参加地）である。</p>	<p>第2部第2章「3. 文化的サービス」について、いただいたご意見を参考に表記を変更いたします。</p> <p>なお、吉野川河口の汽水域の生物相については、第3部第1章2. 徳島の生物相「（3）河口汽水域・干潟」に記載しております。</p>

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
18	<p>p 4 4 (3) 両生・爬虫類についての記載追加 アカウミガメ 環境省レッドリスト(2006)絶滅危惧ⅠB について ・砂浜の減少など生息環境の悪化による影響が懸念されているが、世界的にも貴重とされる徳島県海岸におけるウミガメの継続調査データを活用し、アカウミガメの産卵など生息環境保全を検討する。</p>	<p>ご意見もふまえ、第4部第2章2.分類群別の現状と課題(3)「両生・爬虫類」に、「アカウミガメの現状」について追記いたします。</p>
19	<p>p 4 4 (4) 鳥類 ◇シギ・チドリ類についての記載追加 吉野川河口は、様々な渡り鳥の中継地となっている。なかでもシギ・チドリ類の大部分は長距離を移動する渡り鳥で、繁殖地のアラスカやユーラシア大陸北部から、越冬地のオーストラリアやニュージーランドまで、片道1万2千km以上を渡る種もいる。日本はおもに中継地として東アジア・オーストラリア地域フライウェイ(地球規模の渡り鳥の移動範囲の一つ)に含まれている。このように国をまたがって移動するシギ・チドリ類とその生息地の保全のために、吉野川河口は、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)シギ・チドリ類参加地である。</p> <p>課題 ・吉野川河口域における開発のモニタリング調査(阿波しらすぎ大橋および河口高速道路橋)は20年間におよび膨大なデータは継続データとして世界的にも貴重なデータである。環境省モニタリングサイトのデータとも併せて、徳島県は情報収集、共有し、シギ・チドリ類のモニタリング調査の継続および飛来地の保護に活用する方法。 ・吉野川河口域は、国内34カ所ある東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)の中で吉野川河口域は、最初の参加地であり、以下に示されているように、徳島県としては、国内34カ所の参加地との連携を通して、普及啓発、調査研究、研修、情報交換などの全国的レベルでの自治体間の活動に参加し、取り組むことが必要</p>	<p>ご意見もふまえ、第4部第2章2.分類群別の現状と課題「(4)鳥類」に、「シギ・チドリ類とズグロカモメの現状」について追記いたします。</p> <p>なお、第4部第2章「2.分類群別の現状と課題」につきましては、「生物多様性とくしま戦略検討小委員会委員」や「徳島県希少野生生物保護検討委員会委員」などの各分類群の専門家に個別ヒアリングを行った上で、記載内容を検討いたしております。</p> <p>「シギ・チドリ類」や「ズグロカモメ」についていただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
20	<p>◇ズグロカモメについての記載追加 環境省：絶滅危惧Ⅱ類(VU) (IUCN)：危急種(VU) 地球規模で激減しているが、吉野川河口干潟には毎年飛来している。 泥質または砂泥質の干潟で潮位の変化に応じて採餌と休息を繰り返し、夜は海上でねぐらをとる。採餌は主に干出した干潟とその周囲の浅い水辺で行なわれる。</p>	
21	<p>p 4 4 (5) 哺乳類 ◇ニホンヤマネについての記載追加 日本の固有種で天然記念物。ヤマネは2006年当時の環境省のレッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種を掲載)では準絶滅危惧種に指定されていたこともあり、その後の全国的な生息確認調査により、本州、九州、四国、隠岐にほぼ連続的に分布していることが明らかになったため、2012年の環境省のレッドリストの見直しではランク外として削除された。しかし、主として樹洞に巣を作るため樹洞が形成される大径木のある樹林が必要であるが、このような樹林は減少傾向にある。生息場所である自然林や里山の落葉広葉樹林を保全するとともに、里山の動物として環境教育の素材として扱うことも重要である。 ヤマネは、シーボルトの「日本動物誌」のヤマネの図が徳島県産の標本に基づいて描かれたものであるという記録から、徳島県にとって保護することは意義ある哺乳動物である。 以前に徳島県教育委員会が調査を行ったことがあるが、徳島県として生息状況把握して再調査する必要があります。</p>	<p>第4部第2章「2.分類群別の現状と課題」につきましては、「生物多様性とくしま戦略検討小委員会委員」や「徳島県希少野生生物保護検討委員会委員」などの各分類群の専門家に個別ヒアリングを行った上で、記載内容を検討いたしております。</p> <p>なお、徳島県の絶滅のおそれのある野生生物「徳島県版レッドリスト」(哺乳類：平成23年改訂)に「ニホンヤマネ」は掲載されておられません。</p> <p>「ニホンヤマネ」についていただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
22	<p>p 4 9 甲殻類 「徳島県の活かしたい生態系リスト」および吉野川河口域モニタリング調査データ（国交省・徳島県・NEXCO西日本による）から重要種を抜粋し、甲殻類を追加記載してください。 ◇ウモレマメガニ</p> <p>ウモレマメガニは数ある日本産のカニ類の中でも数少ない日本だけにしか分布しない種であること。しかもその記録は紀伊半島から九州までに限られ、記録されてもその生息数は極めて少ないのが現状。吉野川河口域のウモレマメガニは比較的多い個体数をもっている点でも貴重。 環境省のレッドリストでは比較的ランクの高い絶滅危惧II類（VU）に指定されています。シオマネキも同じランクに指定されています。</p>	
23	<p>◇シオマネキ シオマネキとハクセンシオマネキは環境省のレッドリスト（2006）において、「絶滅危惧II類（VU）」となっている。 吉野川汽水域においては、右岸と左岸のヨシ原をとまなうゾーンに生息しており、しかも、その個体群の生息数も安定しており、ハクセンシオマネキと同程度に生息地の空間的広がりをもっている。わが国においては、ハクセンシオマネキの方が地理的分布は比較的広く、それに比べてシオマネキの分布は限られており、シオマネキの生息地は貴重であるとされている。また、勝浦川河口干潟においても、シオマネキはまとまった数が生息し、園瀬川では、徳島県による干潟の造成が実施され、シオマネキの生息地が回復している。大潟干潟や那賀川河口干潟においてもシオマネキの生息が確認され、研究者によって保護のための調査がされている。</p>	<p>第4部第3章「5. 汽水域・沿岸域の現状と課題」について、いただいたご意見を参考に表記を変更いたします。 なお、戦略の第4部第2章「2. 分類群別の現状と課題」につきましては、「生物多様性とくしま戦略検討小委員会委員」や「徳島県希少野生生物保護検討委員会委員」などの各分類群の専門家に個別ヒアリングを行った上で、記載内容を検討いたしております。 「ウモレマメガニ」や「シオマネキ」等についていただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
24	<p>・河口汽水域の自然環境の健全度（ウエルビーイング）を知る生物としてのシオマネキの保全について生物多様性の保全は、生物のみではなく、彼らの生活環境の保全をも考慮にいれて行わなければならない。シオマネキは、河口環境の健全度を反映する指標生物の一つであり、徳島県としては、吉野川等のシオマネキの保全に取り組むことが、生物多様性を高めることのみならず、県民の生活環境の保全と改善へとつながるものとする。最近の市民調査によれば、河口域のシオマネキの生息数には減少傾向が認められている。このことは、河口汽水域環境の多様性ひいては県民の生活環境の劣化が進行しつつあることを強く示唆している。このような状況を踏まえて、徳島県がシオマネキの調査保護、生息地である汽水気保全に本格的に取り組むことを強く要望したい。</p>	
25	<p>p 5 7 汽水域・沿岸域の現状と課題についての記載追加 吉野川をはじめとする徳島県内の河川の河口域が周辺の海域及び陸域とともに形成する多様性に満ちた自然環境が、生物多様性の基盤となっている。したがって、そこに生息する生物のみを対象とした保全のみではなく、彼らの生息環境である水辺、湿地、干潟、海洋そして周辺の陸域を一体的に保全することが必要である。</p>	
26	<p>p 5 7 「汽水域・沿岸域の現状と課題」が記されているが、海洋の変化については何も記されていない。ついてはその後に「海洋の現状と課題」について記していただきたい。 徳島県沿岸の播磨灘、紀伊水道、太平洋の水温、COD、透明度、栄養塩などの水質データ、藻場面積などの長期変動データを示し、生物相や漁獲量などの多様性にどのような変化が生じているか現状を説明していただきたい。また、海の多様性の変化を肌で感じている水産業者や関係団体にヒアリングを行い、海の変化について記してほしい。その上で海洋の課題を整理していただきたい。</p>	

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
27	<p>「徳島県GX推進計画」との連携や「NbS」については気候変動の緩和・適応への貢献、防災・減災への貢献の観点から関係が深いので記載すべきである。</p>	<p>「徳島県GX推進計画」との連携については、第5部第1章「1. 国の法律・計画、県の条例・計画との関係性」において、本戦略は「徳島県環境基本計画」や「徳島県GX推進計画」等に基づく取組との整合を図りつつ、これら施策と連携して推進していくことを記載しております。また、「NbS」(Nature-based Solutions: 自然を活用した社会課題の解決)については、第5部第2章「戦略の方向性と目標」において、5つの方向性のうちの1つ「方向性IV：自然を活用して社会課題解決を推進する」として盛り込み、各種関連施策に取り組むこととしています。</p>
28	<p>p76 行動計画6「里海創生リーダー」等の育成と里海づくりの推進 現在実施している海岸生物調査を記していただきたい。この調査は里海リーダーの養成とも連動し、参加者自らが海の水質や生物環境(生物量・生物多様性)を評価できるようになることを目的としています。</p> <p>行動計画6「里海創生リーダー」等の育成と里海づくりの推進 徳島県は瀬戸内法に基づき、内海の環境保全に努めるとともに、NPO法人等との協働により流域単位で森林から河口、海まで一体となった里海づくりの活動に取り組むことを継続して推進する必要がある。そのためにとくしまSATOUMIリーダー養成などの人材育成を推進し、河口、沿岸などからえられる恵みを貴重な財産として、次代へと継承するため、多様な人々と共にネットワークづくりの形成を行う。</p>	<p>県では、平成30年度から、環境保全活動をしている団体等の協力のもと、海岸に生息する生物の種類や量から水質を評価する「海岸生物調査」や「とくしまSATOUMIリーダー育成講座」等により、里海づくり活動を担う人材育成に取り組んでいます。</p> <p>ご意見を踏まえ、第5部第3章行動計画6を「山、川から海までを一体的に捉え、その恵みを貴重な財産として次世代に継承するため、海岸に生息する生物の種類や量から水質を評価する「海岸生物調査」や環境フィールド学習講座等を通じて、里海づくり活動の中心的役割を担う「里海創生リーダー」等の人材育成を図るとともに、リーダーやNPO法人等と連携して里海づくりを推進します。」に改めます。</p>
29	<p>目標2. □行動計画10 自然環境保全活動やモニタリング調査などを行う団体に係る情報の共有 自然環境保全活動やモニタリング調査等の活動を行う団体（地域の自治組織も含む）とその取組みを把握し、関連組織・団体等との間で情報共有しますとありますが、具体的にどのように進めるのでしょうか。現在、NPOから県へ情報を提供するのみで、県からのフィードバックは行われていません。提出した情報がどのように活かされているのか、どのような情報をもっと欲しいのか情報交換の場が無いので共有が難しいと思います。関係各機関との情報交換の場を設けては如何でしょうか。</p>	<p>県内の国定公園及び県立自然公園等につきましては、自然環境の保全と適正な利用を図るためNPO法人を指定し、自然公園内での監視、指導、情報提供等の業務を委託しており、今後は必要に応じて情報共有を図って参ります。</p>
30	<p>□行動計画31 自然公園地域のモニタリング調査や保護活動の推進 公園監視団体（NPO法人）と連携して、自然公園監視員による監視・指導を行い、違法行為や自然災害の早期発見に努めて、自然公園地域の環境保全を図りますとありますが、各NPOも時代と共に会員数の減少や高齢化で活動の継続が難しい状況が懸念されます。対策はどのように考えられていますか。</p>	<p>自然公園等における自然環境の保全と適正な利用を図るため、公園監視の活動は重要なものだと認識しております。</p> <p>今後とも効率的な監視業務の実施について、引き続き検討して参ります。</p>
31	<p>□行動計画57 土地利用と良好な生態系の保全との両立 自然エネルギーの利用など、各種事業の実施に伴う土地利用と生態系・生物多様性の保全との間での両立を図るための調整が必要となることがあります。このため、事業者には各種法令に基づく手続きの着実な実施を求めるとともに、県としては生物多様性や生態系の保全の側面からの配慮のあり方について検討していきますとありますが、令和4年7月に定められた「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」が定められており、太陽光発電以外の再生可能エネルギーについても環境基準を設けることを明記すれば土地利用と生態系・生物多様性の保全との間での両立を図ることになるのではないのでしょうか。</p>	<p>地球温暖化対策推進法に基づく「県環境配慮基準」については、県内の再生可能エネルギー導入の可能性や、市町村のニーズ等を勘案しながら設定しております。</p> <p>再生可能エネルギーの導入等においては、市町村とも連携を図りながら、生物多様性や生態系の保全の側面から配慮のあり方について検討し、土地利用と生態系・生物多様性の保全の両立に努めて参ります。</p>
32	<p>p79 行動計画に追加記載 ・アカウミガメの調査データを活用し、産卵環境など生息環境を保全する方法を研究する。 ・シオマネキについて、吉野川汽水域、園瀬川干潟、勝浦川河口、那賀川河口などの生息環境のモニタリング調査を行い、漂着ごみ撤去など生息地保護を行う。</p>	<p>いただきました「希少野生生物の保護」や「生息環境の保全」等についてのご意見につきましては、関係部局や関係機関とも情報共有しながら、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
33	<p>p 7 9 行動計画に追加記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋基本計画に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組の推進 ・ラムサール条約等の湿地保全のための国際的枠組みを活用した湿地の賢明な利用及び普及啓発を行い、湿地保全に関する国際的な動向に沿った施策等の実施に取り組む。 ・「生態系の健全性の確保」に吉野川をはじめとする県内河川の河口域の干潟等の湿地保全への取組みについて明記する。 ・吉野川河口域は、国内34カ所ある東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）の中で吉野川河口域は、最初の参加地であり、以下に示されているように、徳島県としては、国内34カ所の参加地との連携を通して、普及啓発、調査研究、研修、情報交換などの活動に取り組む。 ・森・里・川・海の恵みを将来にわたって享受するため、生態系ネットワークの考え方、計画手法、実現手法等についての情報提供、普及啓発に努める。 	<p>いただきましたご意見につきましては、関係部局や関係機関とも情報共有しながら、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
34	<p>p 8 1 行動計画42 干潟・藻場の保全実現のに向けた推進についての記載追加</p> <p>干潟や藻場は地球温暖化を緩和する役割を担っていることを評価し、県内の干潟や藻場の喪失を防ぎ、保全することを優先する。</p>	<p>近年、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の新たな吸収源対策として、「ブルーカーボン」が注目されています。徳島県でも、「ブルーカーボン」の主要な吸収源である「干潟」や「藻場」の保全は重要と考えています。このため公共事業における「干潟」や「藻場」の保全対策については、「徳島県公共事業環境配慮指針」に基づき環境への影響を回避し、低減することを優先します。</p>
35	<p>第4章 重点プロジェクト（3）自然エネルギーの利用を促進するための生物多様性や生態系保全への配慮のあり方についての検討</p> <p>配慮指針の在り方の中に「環境、景観、防災などに配慮した立地を誘導する事」、「再エネ事業者に地域貢献を求めること」、「区域設定時から地元関係者との合意形成を得られるように、地元との協議会設置などの取り組みを推進すること」を織り込み、社会的合意形成の観点から無用な対立を回避する体制を整え、徳島県の脱炭素ロードマップがスムーズに達成できるように準備して欲しいです。県主導で県内のゾーニング（適地評価）を行ない、導入ポテンシャルマップを作成して各自自治体を指導・協働することを希望します。</p>	<p>本県では、地域の環境保全や課題解決に貢献する再エネ事業の誘致を支援するため、令和4年7月に「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」を策定しています。</p> <p>また、この基準を市町村にわかりやすく提示するため、マップ化し、県のWebGISシステム（徳島県総合地図提供システム）で公開しています。今後とも、市町村の「温暖化対策実行計画策定の協議会」などに積極的に参加し、地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域の設定」などの技術的助言を行って参ります。</p>
36	<p>第4章 重点プロジェクト（5）についての記載追加</p> <p>「徳島県の活かしたい生態系リスト」および吉野川河口域モニタリング調査データ（国交省・徳島県・NEXCO西日本による）を併せて活用する仕組みや方法を考えて実施する</p>	<p>貴重な生態系を資本とする地域づくりに活かしていくため、徳島県希少野生生物保護検討委員会における検討のもと、「特に注意を払って維持管理していかなければならない生態系」や「それを含む地域」を抽出し、「徳島の活かしたい生態系リスト」としてとりまとめ、2022年1月に策定・公表しております。</p> <p>「徳島の活かしたい生態系リスト」の活用にあたりましては、ご意見もふまえ、様々な調査結果や環境データと併せて利用することについて、今後関係部局や関係機関等と検討して参ります。</p>
37	<p>第4章 重点プロジェクト（9）についての記載追加</p> <p>「プラットフォームでは、様々な環境データの共有のしくみを構築し、」を挿入記載をお願いしたい。</p>	<p>第5部 第4章「重点プロジェクト」の1つとして盛り込んでいる「とくしま生物多様性活動推進協議会の機能強化と協働の仕組みづくり」については、プラットフォームにおいて「環境データ」も含む情報や人材等の共有、情報発信及び協働プロジェクトの検討などに取り組むこととしております。</p>
38	<p>用語集や改定の経緯等は今回は作成しないのか。</p>	<p>ご意見のとおり、「用語集」や「改定の経緯」等について、資料編に掲載いたします。</p>

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
39	J-クレジット制度等の推進は、ぜひ積極的に具体的な施策を紹介していただきたい。	「J-クレジット」制度については、第5部第3章 行動計画6 1や「生物多様性とくしま戦略2024-2028」の参考評価指標に盛り込んでおりますが、ご意見もふまえ、資料編の用語集にも掲載いたします。
40	<p>徳島県は30by30達成にむけて具体的なOECMまたは自然共生サイトの数値目標を持つのが良いと考えます。30by30達成に向けて積極的に行動し、首都圏と四国を結ぶネイチャーポジティブ経済の実現に向けリーダーシップをとり、次世代に生態系保全の重要性とそれが生み出す豊かな徳島での暮らしについての希望をつくる事を強く望みます。</p> <p>そのためには行動計画47にあるような、具体性のない「自然共生サイトの認定に向けた申請等支援という計画」ではなく、現在の徳島県の保護区面積から割り出し、陸と海のOECMまたは自然共生サイトの具体的目標面積を数値でかかげるのが良いと考えます。</p> <p>具体的な数値を設定することで予算化、民間からの支援を得られると思います。</p> <p>またこの取り組みが徳島県の魅力度をあげ、定住者、観光客、企業誘致の増加に寄与すると考えます。</p>	<p>世界共通の目標として掲げられている「30by30」を達成するため、「民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域」を環境省が認定する制度「自然共生サイト」が令和5年4月から開始されています。</p> <p>このため、まずは本制度の趣旨や内容等についての周知を図るとともに、候補地の選定に取り組んで参りたいと考えております。</p>
41	<p>徳島の自然を守るため、今の時代に沿った改定は必要不可欠だと思います。</p> <p>より良い取り組みに期待しています。</p>	<p>戦略の推進にあたっては、第5部第6章「進捗管理と戦略・計画の見直し」に記載のとおり、PDCAサイクルによる進捗管理や必要に応じた改善策の検討を行うこととしております。</p> <p>ご意見もふまえ、本県の貴重な地域資源である生物多様性や生態系の保全等に取り組んで参ります。</p>
42	<p>個々の課題については、長期・中期・短期で分類し、タイムスケジュールを作成し、行動目標をより具体的に示す必要があると思われる。</p>	<p>戦略の推進にあたっては、第5部第6章「進捗管理と戦略・計画の見直し」に記載のとおり、PDCAサイクルによる進捗管理や必要に応じた改善策の検討を行うこととしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
43	<p>複数の委員や専門家から意見を集めてとりまとめているのだと思うが、ページ数が多くボリュームが大きすぎて全てに目を通すのが難しい。現段階で構成を変えて作成し直すのは無理とは思いますが、より多くの人に読んでもらうにはもう少しコンパクトにしたほうが良いと思う。</p>	<p>本県の豊かな自然環境や生物多様性をふまえ、内容的に多く盛り込む必要がありましたことをご理解ください。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ご意見もふまえ、戦略の内容をコンパクトにまとめた「概要版」も併せて作成いたします。</p>
44	<p>[全体について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遅滞なく次期戦略を策定していただいたことに敬意を表します。 ・現在、確立している生態系がある中で、むやみに人の手を加えて生態系を乱す行為は、反対に生物多様性をゆがめる恐れがありますので、むやみに行う保護や増殖行為は望ましくないと考えます。 ・何事もほどほどして、現状同等レベルが望ましいのではないかと思います。 	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>[生物多様性と教育について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する環境教育の重要性について、今後とも教育委員会等に働きかけ、周知をお願いしたい。 ・生物多様性の知見をお持ちの専門家と教員との交流の場や研修をお願いすると共に、今後とも学校における自然体験活動を支援する自然体験インストラクターに対する支援も継続して欲しい。 	<p>自然共生を含む環境教育は重要であり、「エコみらいとくしま」の活動を通じて教育現場への支援を行っております。</p> <p>いただきましたご意見は、関係部局や関係機関とも情報共有しながら、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
46	<p>学校教育においても環境科目の設置、環境専門の教員の採用などがあってほしいと思う。</p>	

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
47	<p>[予算措置等について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算や人員不足により、生物多様性に係る戦略の取組が将来、停滞するのではないかと懸念しております。 ・生物多様性の損失は、国（県）の損失であるので、財政の厳しい折だが、安定的な予算や人員の確保について、「国・県・市町村等の責務」として確保するよう、戦略の中に強く位置づけるなど、許せる範囲で書き込んで欲しい。 ・民間団体の活動に頼ったり、クラウドファンディングの活用もいいが、持続可能な活動のためには、行政の支援は不可欠である。 	<p>新戦略においては、普及啓発や保全活動の担い手の中心となる人材の「育成と活躍の場づくり」や、県民・事業者・NPO・行政等が協働して活動を推進していくための「資金調達の仕組みづくり」についても、第5部第4章重点プロジェクトとして盛り込み、取り組むこととしております。</p>
48	<p>この戦略により、現状分析・課題の洗い出し・目指すべき方向性については納得いくものとなっている。ただ、企業も個人もできることには限界があるため、国・県・市町村が必要な予算を確保し、業として成り立つ仕組みを作る必要があると思う。</p> <p>例えば、伐採後の山林や耕作放棄地の田畑、海流ゴミなどについては自然回復事業など、業として成立する可能性もあると思われるので、難しいとは思いますが予算や人員の安定的な確保についても記載するべきと考える。</p>	<p>なお、県としても関係機関と連携しながら持続可能な活動の支援を図って参ります。</p>
49	<p>生物多様性という言葉からまずイメージする、植生や生物の保護、保全や回復に加え、持続可能な循環型社会へ積極的な課題の解決や、魅力ある地域づくりに活かそうとする提案が含まれているので、「生物多様性とくしま戦略2024-2028」の5つの方向性と取り組みの方向性に好感を持った。</p> <p>生物多様性のリーダーの育成については、徳島県の豊かな自然や野生動物を保護保全の学習に止まらないでいただきたい。生態系の保護や、魅力ある地域づくりをリードする人材が増えることに期待します。</p>	<p>「生物多様性の保全」の取組を推進するためには、生物多様性の普及啓発や保全活動の「担い手」となり、かつ、牽引役をしていただく人材が不可欠であることから、平成26年度に人材育成研修を開設し、これまでの10年間で132人の「生物多様性リーダー」を養成しました。</p> <p>今後は、リーダーの構成として少ない年齢層や地域を対象とした研修の開催やフィールドワーク実施場所の多様化などの検討を行い、持続可能な生物多様性活動に繋げられるよう努めて参ります。</p>
50	<p>原案の方向性に賛成します。</p> <p>今後も、コウノトリをはじめとする、希少野生生物の保護・定着促進に取り組んで欲しい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
51	<p>吉野川や剣山系など徳島の誇る貴重な生態系をもっと世界へアピールして欲しい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
52	<p>本パブリックコメントの期間が年末年始を含め短く設定されており対応がしにくい。</p>	<p>パブリックコメントにつきましては、12月25日から1月15日の期間で実施し、意見提出の依頼につきましては、県ホームページでの公表の他、市町村を含む関係団体へも通知する等、幅広いご意見の収集に努めてきたところです。期限を延ばすことは困難ですが、今後も本県の環境施策について、随時ご意見をいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
53	<p>パブリックコメントの期限を2月末まで伸ばしていただけないか。これを担当する県の担当者や市町村の担当者の意見も聞いてほしい。</p>	<p>パブリックコメントにつきましては、12月25日から1月15日の期間で実施し、意見提出の依頼につきましては、県ホームページでの公表の他、市町村を含む関係団体へも通知する等、幅広いご意見の収集に努めてきたところです。期限を延ばすことは困難ですが、今後も本県の環境施策について、随時ご意見をいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
54	<p>今後の人口減少を予測した場合、この計画や戦略は成り立たない。人口問題（少子高齢化・人口減少）を前提に現実を踏まえて増子化政策企画立案すべきです。</p>	<p>生態系や生物多様性を保全することは、地域の課題を解決し、地域の魅力と質を向上させ、地方創生に貢献すると考えております。いただきましたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>
55	<p>資源回収法（仮称）を制定することで資源が最大限に生かされる知識と知恵が結集され不法投棄もなくなると考えられる。</p>	<p>限られた資源を最大限に活かすことは非常に重要と認識しております。いただいたご意見については、関係市町村と情報共有し、今後の施策立案における参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
56	ごみ処理施設について、今ある施設もこれから計画し作る施設も全て、次代の少ない子孫に引き継ぐことになるので、よくよく考えて、自然の法則に沿った理論的に子孫が納得がいく計画原案を策定すべき。	いただいたご意見については、関係市町村と情報共有し、今後の施策立案における参考とさせていただきます。
57	花粉症の解消のためにも、成木に達した木は伐採し有効活用する必要がある、このために森林環境譲与税を知識と知恵を結集しうまく活用する必要がある。ぜひこのことを盛り込んでほしい。	森林環境譲与税や花粉症対策に係る補助事業等を有効に活用し、スギの伐採や木材の加工・利用をトータル的に進めていくことにしております。
58	森林伐採と再造林について、再造林地は肥沃で造林に適した土地のみにしていただきたい。	伐採後の再造林にあたっては、適地適木を踏まえ、林業経営に適した森林においては、花粉が少なく初期成長が早いエリートツリーの植栽や、それ以外は広葉樹林等への誘導など適切な森林管理に努めて参ります。
59	林業労働者は4K（危険、きつい、汚い、金安い）の職場で頑張っている。この職場の改善に知識と知恵を出して欲しい。	林業労働力が不足する中、効率的・効果的な森林施業を推進するため、林業DXやGXの導入を推進するほか、労働環境の改善に向けた取組を図って参ります。
60	CO2の削減について、ごみ焼却を順次中止することで、3%削減、森林を有効利用し適正管理することで、3.8%吸収、合計6.8%減少させるとされる。	いただいたご意見については、関係市町村と情報共有し、今後の施策立案における参考とさせていただきます。
61	杉ヒノキの人工林を流域ごとに計画的に伐採するだけで、花粉症が減少し、豪雨による土石流木災害の減少、多様な動植物の生存の場がに繋がる。	『「生物多様性とくしま戦略2024-2028」の参考評価指標』にも記載のとおり、2028年にスギ・ヒノキ等の生産量を60万㎡（2022年41.8万㎡）にする目標を掲げ、計画的伐採を進めるとともに、森林経営に適さない森林では、針広混交林や広葉樹林への誘導を図って参ります。
62	環境省の令和6年度「令和の里海づくり」モデル事業は、生物多様性とくしま戦略2024—2028（素案）の方向性の全ての項目に合致すると思われるが、エントリーの検討はされるのか。 昨年度の「令和の里海づくり」モデル事業にエントリーしたが、民間だけでの提案は難しいと感じた。	環境省の「令和の里海づくり」モデル事業は、藻場・干潟等の保全・再生等と地域資源の利活用の好循環形成や連携体制づくり等を行うモデル事業を実施する団体を公募するものです。応募主体は、地方公共団体、協議会、NPO法人・企業・漁業協同組合・学校法人・観光協会等の民間団体となっております。 県では令和6年度の応募はしていませんが、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。